

- 14) ストーカー行為 「ストーカー行為等の規制等の法律」の規定による警告・命令を受けた日または配偶者への暴力行為 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の規定による命令を受けた日から起算して3年を経過していない者。
- 15) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為、その他国家公安委員会規則で定める違法行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者。
- 16) 他人の生命もしくは財産、または公共の安全を害する、または自殺するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者。
- 17) 許可申請の関係書類中に、重要な事項について虚偽の記載をし、もしくは重要な事実を記載しなかったもの。
- 18) 75歳以上の者に実施される認知症検査を受けない、または検査命令（公安委員会が医師を指定する）に応じない者。
- 19) 銃砲を所持しようとする者の銃砲保管設備が規則第84条の保管設備および基準を満たさない場合。ただし猟銃等保管業者に委託する場合はこの限りではない。

<相対的欠格事項>（所持を許可されない場合がある）

同居の親族（配偶者は婚姻届の有無にかかわらず）に上記絶対的欠格事項の(3),(4),(14),(15),(16)に該当する者がいるときは、許可しないことができる。

欠格事項に該当しなかったなら、まず最寄りの銃砲店へ行きましょう。

最寄りの銃砲店がわからない場合、電話帳（イエローページ）の「銃砲店」欄で調べるか、インターネットの、検索サイトにて調べましょう。



それでも銃砲店が見つからない場合は、下記へお問い合わせ下さい。

一般社団法人 日本猟用資材工業会

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-29-1
NSK日本橋浜町ビル



tel: 03-6661-9077
fax: 03-6661-9078

e-mail: mail@saama-japan.com
url: <http://www.saama-japan.com/>